産前産後、育児休業、復職までの流れを確認しましょう!

●産前産後休業は、有期契約労働者を含めて全ての女性が取得できます。
●育児休業は、有期契約労働者の場合、休業取得を申し出た時点において子が１歳６か月（２歳に達する日まで取得する場合は２歳）に達する日までの間に雇用契約が更新されないことが明らかでない方は対象となります。但し、正社員も有期契約労働者も、会社と従業員代表との間で、①入社１年未満の方、②育休申出から１年以内（１歳を超える育休申出の場合６か月）以内に雇用関係が終了することが明らかな方、③1週間の所定労働日数が２日以下の方を制度対象外とする労使協定が締結されている場合、育児休業を取得することができません。 詳しくは、育児休業制度等の申出先・相談窓口である会社人事部門窓口へご相談ください。

手続きなど

妊娠期

●会社へ本人又は配偶者の妊娠・出産の申出
※会社から休業制度、申出先、(雇用保険の休業給付金、社会保険料の取扱い)の周知と休業取得意向確認がされます。

●医師などから健康診査等で指導を受けた場合
「母性健康管理指導事項連絡カード」で指導内容を会社へ伝え措置を講じてもらいましょう。

●会社へ産前休業の請求
- 出産予定日を含む6週間前(双子以上は14週間前)から産前休業がとれます。
- 出産日の翌日から８週間は就業できません(産後休業)

出産・産後期

●会社へ育児休業の申出（必ず書面で申し出ましょう）
- 育休は1歳の誕生日の前日までとれます(2回まで取れます)。

※希望どおり休業を取得するためには、それぞれの育児休業開始予定日の1か月前までに申し出ることが必要です。

育児休業中

●復職のための準備
- 会社へ就業条件の確認
- 短時間勤務、残業免除制度の利用申出
- 保育所入所の申込(市町へ)
- 育児・家事の分担について家族で話し合う　など

復職後

●復職後に利用できる制度
- 育児時間(女性のみ、１歳まで) 1日2回、各30分
- 短時間勤務(3歳まで、１日6時間勤務)
- 残業を免除することができる制度(3歳まで) 会社で決められている始業から終業までの時間を超える労働を免除
- 看護休暇(小学校就学まで) 子が1人なら年5日、2人以上なら年10日
- 時間外労働の制限(小学校就学まで) 1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働を制限
- 深夜業の制限(小学校就学まで) 午後10時から午前5時の労働を制限

休業制度など

●母性健康管理の措置
- 妊婦健康診査等を受けるための休暇
- 医師などの指導に基づく通勤緩和、休憩時間の延長、勤務時間の短縮、作業の制限、休業など
- コロナウイルス感染症の感染のおそれの低い作業への転換または出勤の制限

●母性保護の措置
- 時間外労働※、休日労働、深夜業の制限
  ※1日8時間又は1週間40時間を超える労働
- 軽易な業務への転換
- 変形労働時間制度の適用制限
- 危険有害業務の就業制限

出産 / 1歳

42日間 / 56日間 / 子が1歳に達するまで / 延長1歳6か月、2歳まで

産前・産後休業　　**育児休業**

●パパの育児参加
- パパはママの出産予定日から育休をとれます。

★パパは２歳までの間で最大育休を6回とれます
- 産後パパ育休を2回まで (はじめに2回分まとめて申出)
- １歳までの育休を２回まで (取得の際にそれぞれ申出)
- １歳6か月、2歳までの育休をそれぞれ１回

★パパママ育休プラス
- 育休は通常１歳までですが、パパママともに育休をとると、１歳２か月まの間で１年間育休を使えます。

※１歳２か月の育休申出時点で、配偶者が先に育休を開始していることが要件。

●産後パパ育休(出生時育児休業)
- 子の出生後８週間以内で4週間まで取れます。産後パパ育休開始予定日の原則２週間前までにの申出が必要です。

●１歳６か月、２歳までの育児休業の延長
- １歳の誕生日時点、１歳6か月に誕生日応答日時点において保育所(認可保育所)に入所申込みをしていて入所できない場合等には、原則2週間前までの申出でそれぞれ１歳6か月まで、2歳までの間で育児休業を取得できます。

経済支援など

●市町で母子健康手帳及び「妊婦健康診査受診票」をもらいましょう
(名称は市町により異なります)

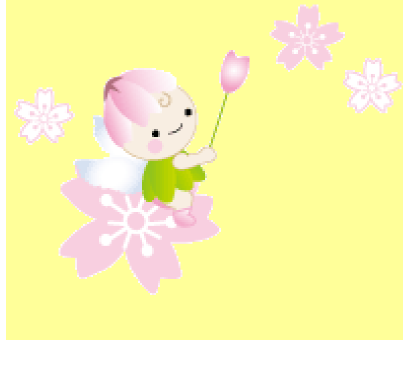

●出産予定の病院へ分娩の予約をしましょう。
(予約が困難な地域もあるので注意！)

●出産育児一時金（全国健康保険協会(協会けんぽ)）(健康保険組合)(市町)等
- 健康保険の加入者が出産したとき、1児につき42万円が支給されます。

●出産手当金（全国健康保険協会〔協会けんぽ〕）(健康保険組合)等
- 産前・産後休業の期間中、給与が支払われない場合、健康保険から１日につき、賃金の３分の２が支給されます。

●育児休業給付金･出生時育児休業給付金（ハローワーク）
- １歳未満の子(保育所に入れないなどの事情があれば最長２歳に達する日まで)を養育するために育児休業を取得した等、一定要件を満たした方が対象で、原則として休業開始後６か月間は休業開始前賃金の67%、休業開始後から６か月経過後は50%が支給されます。

●社会保険料の免除(年金事務所、健康保険組合)
※産前・産後休業中、育児休業中(産後パパ育休含む)の健康保険・厚生年金保険の保険料は、要件を満たす場合、会社から申出をすることによって、本人負担分、会社負担分ともに免除されます。